

○ 財務省告示第百十五回
平成二十五年三月四日より告示に施行する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省

件等を次五年とおり告示する。

国庫短期財務証券（第三百四十八回）

二 一 条 二 令
の法律発行の名称及び記

条項及び根拠

の法律発行の名称及び記

四 三 二 一 条 二 令
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年
る参て札發によ下競争は受けけるもの大蔵省告示第百十
も加、と行の者財同一発行に付けるもの大蔵省告示第百十
にご務時といふに日本銀行の法律第十七号
よと大にいふに臣行。以下競争て行とどし
るに応がわ。行募各れ及札わする。その規
行募各れ及札わする。その規
へ限國るび価一れ。の以度債入価格とる。そ規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 三 四 十 五	 萬 千 一 兆	 額 億 額	 込 募 各 当 も 各 価 一
万 六 四 万 二	万 六 四 万 二	面 円 面	み 限 国 て の 申 格 国
円 千 百 八 千	千 百 八 千	金 金	の 度 債 る か 返 競 債
円 二 千 九	円 二 千 九	額 額	応 額 市 。 ら み 競 市
十 円 百	十 円 百	で で	募 の 場 そ の 入 場
九 千 六	九 千 六	四 五	額 範 特 の う 札 特
億 壓 十	億 壓 十	千 兆	を 圈 別 応 ち 發 別
三 一	三 一	四 二	割 内 參 応 行 參
千 壓	千 壓	百 二 千	り に 加 領 募 「 加
四 千	四 千	三 九	當 お 者 を 価 と 者
百 四	百 四	十 百	て い ご 順 格 い 。
四 四	四 四	億 六	る て と 次 の う 第
十 四	十 四	円 十	。 各 の 割 高 。
		九	I 申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 債 競	・ 札 格 第 參 市	價 競 價	札 格 行 競 價	
平 成 二十 五年 三月 四月 四日	財 務 大臣 から 通知 を 受け た 者	日 本 大 行 額 を 百 円 に う つ。 き き 百 円	額 面 金 額 と 支 き 償 は 年 、 期 月 が 月 三 行 日 休 業 業 日 に	償 當 還 し と 償 五 年 六 月 三 行 日 休 業 業 日 に	た だ 成 し 、 、 年 、 六 月 三 行 日 休 業 業 日 に	平 成 大 銀 行 額 を 百 円 に う つ。 き き 百 円	額 面 金 額 と 支 き 償 は 年 、 期 月 が 月 三 行 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 支 き 償 は 年 、 期 月 が 月 三 行 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 支 き 償 は 年 、 期 月 が 月 三 行 日 休 業 業 日 に
十額の十額 平す額の振 八面応八面 成るの記替 錢金募錢金 二。整載法 五額価四額 十数又の 厘百格厘百 五倍は規 二円五円 五年の記定 毛に毛に 三年金録に つ以つ月 額はよ き上月四 日に、る 九の九日 よ最振 十そ十日 る低替 十九れ九円 も額口 円ぞ円 との面座 九れ九円 と金簿									